



海に親しむ

千鳥が浜で水泳教室

7月21・22日の両日、阿知須町千鳥が浜海水浴場でことしも「海に親しむ水泳教室」が開かれました。

これは、町教育委員会と町子ども会育成連絡協議会が、町内の小学校6年生を対象に行っているものです。この教室は——最後までがんばりぬき、みんなで助け合う、たくましい精神力を育てる——という『たくましい阿知須の子を育てる運動』の一環行事となっており、ふるさとの海を知り「海に親しみ、海での安全な泳ぎ方を身につけよう」というのが目的です。

1日目は、「海の特徴とは何か」ということで、日ごろプールばかりで泳いでいる子どもたちのために海の特徴の説明や泳

ぎ方の基本的な指導がありました。

2日目は、「海での泳ぎ方」の練習。この日は男女別10人で編成されたグループごとに平泳ぎなどの練習をしたあと、漁船の上から「飛び込み」の練習もしました。この飛び込みは、恐れずに元気よく飛び込む子もいれば、こわがってなかなか飛び込めない子などさまざまでした。

当初予定されていた3日目の1000メートルの遠泳は、雨のため中止になりました。しかし、この2日間子どもたちは、夏休みになった解放感もあってか、広い海で明るくのびのびと海に親しんでいました。（写真は水泳教室の子どもたち）

よい豊かな町づくりのために

「用途地域」がきめられています

建築物の用途と用途地域の関係

〔表1〕 (注: ○は建築可能, ×は禁止)

	一 種 住 専	二 種 住 専	住 居	近 隣 商 業	商 業	準 工 業	工 業	工 業 専 用
住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿	○	○	○	○	○	○	○	×
兼用住宅(店舗付住宅・事務所付住宅)	○	○	○	○	○	○	○	×
学校(大学・高専・各種学校を除く)	○	○	○	○	○	○	×	×
大学・高専・各種学校*	×	○	○	○	○	○	×	×
図書館	○	○	○	○	○	○	○	×
神社・寺院・教会	○	○	○	○	○	○	○	○
養老院・託児所・診療所	○	○	○	○	○	○	○	○
公衆浴場(個室付浴場業を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○
個室付浴場	×	×	×	×	○	○	×	×
巡査派出所・公衆電話所	○	○	○	○	○	○	○	○
ボーリング場・スケート場・水泳場	×	×	○	○	○	○	○	×
まあじゃん屋・ぱちんこ屋・射的場	×	×	○	○	○	○	○	×
ホテル・旅館	×	×	○	○	○	○	×	×
自動車教習所	×	×	○	○	○	○	○	○
畜舎	×	×	○	○	○	○	○	○
自動車庫庫 ≤50㎡	×	○	○	○	○	○	○	○
自動車庫庫 >50㎡	×	×	×	○	○	○	○	○
倉庫業倉庫	×	×	×	○	○	○	○	○
劇場・映画館・演芸場・観覧場	×	×	×	×	○	○	×	×
待合・料理店・キャバレー・舞踏場	×	×	×	×	○	○	×	×
病院*	×	○	○	○	○	○	×	×
物品販売店舗*・飲食店*	×	○	○	○	○	○	○	×
事務所*	×	○	○	○	○	○	○	○
博物館*	×	○	○	○	○	○	○	×
工場 令130-6条の小工場	×	○	○	○	○	○	○	○

- ①. *...第2種住専において3階以上の階又は延べ面積が1,500㎡を超えるものでこれらの用途のものは建てられません。
 2. 第1種住専で建てられる兼用住宅とは延べ面積の半以上を居住の用に供し、兼用部分の面積が50㎡以下のものです。
 3. 工場については、作業内容、機械の出力等について別に細かい規定があります。

C、住居地域

この地域は、住宅が建つことを予想した地域です。
 住居の環境が害されるような建物は建築できません。
 例えは
 ○原動機を使用する工場で、作業場の床面積が五十平方メートルを超えるもの
 ○騒音、振動、粉じん、悪臭などを発生するおそれがある事業を営む工場(セメント製

現在阿知須町では、町内全域を都市計画区域として
 います。この中でさらに秩序あるまちづくりをするた
 めに一部を「用途地域」に指定しています。「用途地
 域」とは、たとえばある地区に工場や商店や住宅が無
 秩序に混在して建てられた場合に起きる「住みにくさ」
 を防ぐために、その地区ごとに「なるべく同じ用途」使
 い(みち)の建物で構成されるよう「住居地域」「商業
 地域」などに区分し、その地区の特性に応じて建築物
 の用途や形態を法律で制限している制度です。
 現在の町の用途地域は、昭和四十八年十一月に決定
 され、今年で九年目を迎えました。最近、この「用途
 地域」についての問い合わせなどふえており、これか
 ら用途地域内に家を建てようとする者へおられる人もか
 なりあるようですので「用途地域のあらまし」につい
 て記してみましよう。

「用途地域」とは

用途地域は、最初大正八年に
 つくられた都市計画法によって
 指定されてきました。その後社
 会情勢が大きく変わり、特に最
 近は人口・産業が都市に集中す
 る、いわゆる都市化現象のため
 に法律が実情に合わない面が多
 く出てくるようになりました。
 このため、これからの都市建
 設に対応できるよう新しい都市
 計画法が昭和四十三年に公布さ
 れました。
 また、それに伴って都市計画
 法と関連の深い建築基準法も昭
 和四十五年に改正、公布され、
 翌年の一月から施行されました。

町の用途地域は 六種類

都市計画法では、八種類の「
 用途地域」が決められています。
 このうち阿知須町は工業地域
 と工業専用地域を除くつぎの六
 種類の用途地域が指定されてい
 ます。表1、2参照。

A、第一種住居専用地域

この地域は、低層住宅地(建

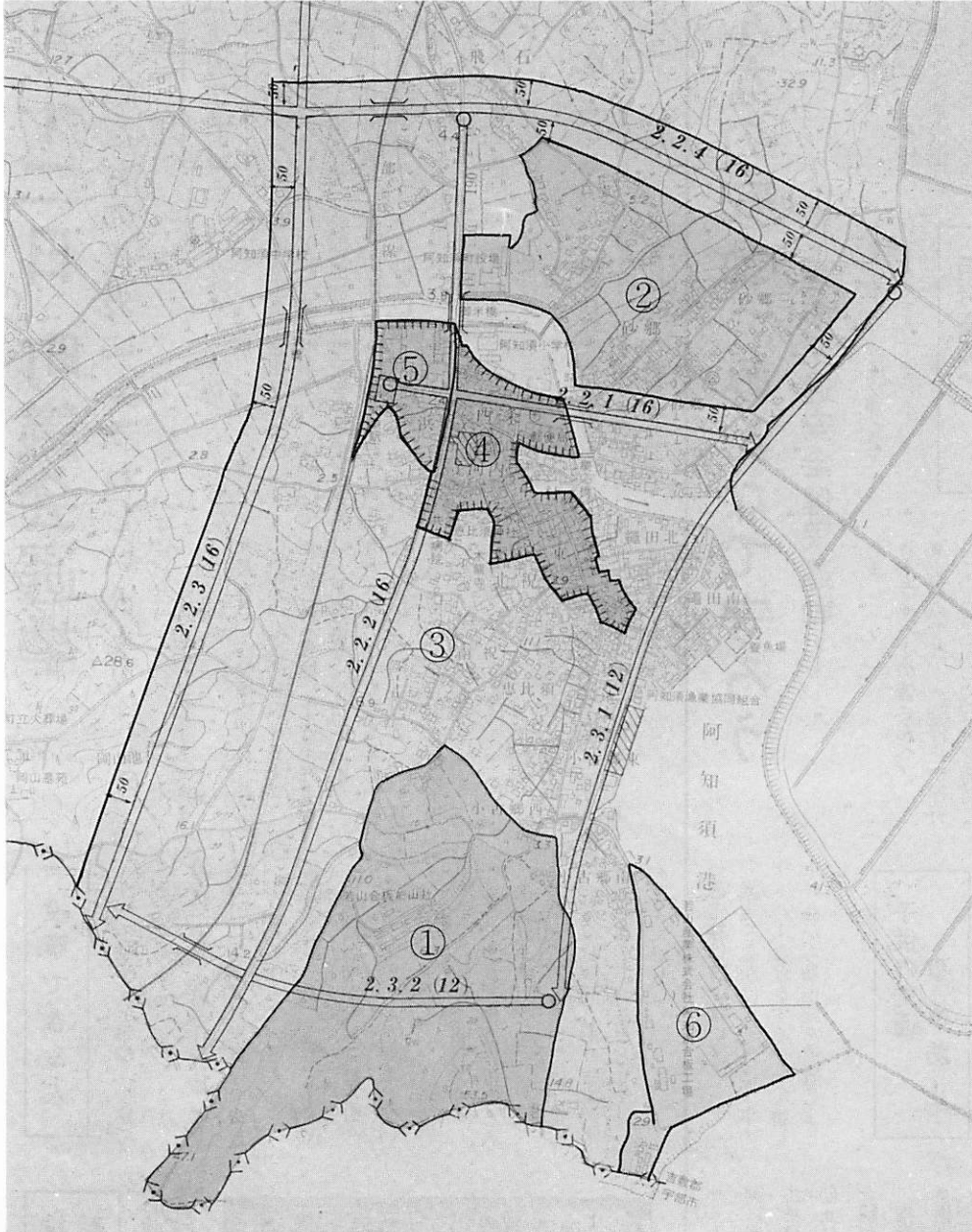
B、第二種住居専用地域

この地域は中高層住宅地とし
 て良好な環境を保護するため
 の地域です。
 住宅環境をそこの次のよう
 な建物は建築できません。
 ○ボーリング場、スケート場
 水泳場、麻雀屋、パチンコ屋
 射的場、ホテル、旅館、自動
 車教習所
 ○工場及び十五平方メートル
 をこえる畜舎
 ○住居地域で禁止されている
 もの
 延べ面積が、千五百平方メー
 トルをこえるものや、三階以
 上の部分は、第一種住居専用
 地域内でも建築できる用途の
 ものに限りません。

物の高さ十メートル以下)と
 して特に良好な住居の環境を
 保護するための地域です。
 したがって、この地域内では
 次の建物に限り建築できませ
 ぬ。
 ○住宅、兼用住宅、共同住宅
 寄宿舎、下宿
 ○学校(小中学校及び高等学
 校)、図書館、神社、寺院、
 教会、養老院、託児所、公衆
 浴場、診療所等

阿知須町用途区域

[表2]



- | | |
|-------------|----------|
| ① 第1種住居専用地域 | ④ 近隣商業地域 |
| ② 第2種住居専用地域 | ⑤ 商業地域 |
| ③ 住居地域 | ⑥ 準工業地域 |

◎詳しいことは、町都市水道課
(電話四一一一)へお問い合わせ
ください。

○危険物の貯蔵庫および処理場(一定限度を超えるもの)
○火災爆発の危険の大きい工場(マッチ、セルロイド等の製造工場等)
○激しい悪臭、有害なガスを発生する工場(塩素、硫黄、肥料等の製造工場等)
○著しく騒音、振動、粉じんを発生する工場(動力つちを使用する金属の鍛造、びょう打作業、金属板類の圧延工場、セメント製造工業等)

例えば、

○火災爆発の危険の大きい工場(マッチ、セルロイド等の製造工場等)
○激しい悪臭、有害なガスを発生する工場(塩素、硫黄、肥料等の製造工場等)
○著しく騒音、振動、粉じんを発生する工場(動力つちを使用する金属の鍛造、びょう打作業、金属板類の圧延工場、セメント製造工業等)

F、準工業地域

この地域は、主として環境の変化をもたらす恐れのない軽工業の利用をはかるための地域です。
特に公害の発生のおそれのある次のような建物は建築できません。

- 準工業地域で禁止されているもの。
- 危険物の貯蔵庫および処理場(一定限度を超えるもの)
- 火災等の危険性のある工場および騒音、振動、粉じん、悪臭などの害の発生するおそれのある事業を営む工場(花火工場、セルロイドの加熱加工工場、絵具・せっけん・飼料・瓦・陶磁器・れん炭の製造工場、鋳物製造工場、メッキ工場、鉄板の波付工場等)
- 危険物の貯蔵庫および処理場(一定限度を超えるもの)
- 準工業地域で禁止されているもの。

住み

品の製造工場、魚肉の練製品
の製造工場、塗装工場、自動車修理工場、製材所、鉄工所、木工所、プラスチック成型加工、印刷工場等)
○床面積の合計が五十平方メートルを超える自動車車庫
○劇場、映画館、演芸場、待合、キャバレー、舞踏場、倉庫業の倉庫

○危険物貯蔵庫又は処理場(一定限度を超えるもの)
○近隣商業地域、商業地域、準工業地域でも禁止されているもの
D、近隣商業地域
この地域は、近隣の住宅の人々に日用品の供給を行うことを主な内容とする商業その他の利便を増進するための地域

です。
次のような建物は建築できません。
○劇場、映画館、演芸場、観覧場
○待合、料理店、キャバレー、舞踏場、トルコぶろ等
○商業地域、準工業地域で禁止されているもの
E、商業地域

この地域は、各種の商店や事務所を集めて商業業務の利便を増すための地域です。
商業地としての利便をそこなう次のような建物は建築できません。
○原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるもの

九月十二日 町議会選挙

私たちの代表にふさわしい人を

告示は九月五日

町議会議員選挙に立候補できるのは、本町に今年六月三日以前から引き続き住み、二十五歳以上の人で、被選挙権の停止を受けていないことが主な要件です。

立候補の届出は告示の日（今回は九月五日）から二日間です。立候補を届出たあと取消しをしようとする場合もこの期間内に限られます。

立候補は本人が届出ると推薦者による届出の二通りがありますが、効力については違いありません。

選挙用のハガキは一人八百枚までで、「選挙」のスタンプがあるものだけ使用できます。

なお、運動用ポスターは、今回の選挙から町選挙管理委員会が、町内三十一か所に設けた掲示場以外には貼れないことになりました。

また、選挙公報も発行し、皆さんのお手元に、投票日の二日前までに届けることになりました。

【選挙日程は次のとおり】
九月五日 告示、立候補の受付開始、選挙運動も始まり

不在者投票もできます。不在者投票もできます。

九月六日 立候補締め切り。辞退届けもこの日限りです。

九月八日 郵便による不在者投票用紙等交付請求期限。

九月九日 選挙立会人の届出締め切り。

九月十一日 不在者投票は午後五時で締め切り。

九月十二日 投票日

立候補予定者は町選挙管理委員会事務局（総務課内）においてなれば選挙の資料をさしあげます。

投票できる人

今回の選挙で選挙権（投票できる）のある人は

- ① 満二十歳（投票日当日）以上
- ② 本町に今年六月三日以前から引続いて住んでいる人
- ③ 住民基本台帳に今年六月三日以前に名前が記載され本町の選挙人名簿に名前が載っている人

以上三つが主な要件ですが、犯罪等により欠格要件のある人は除かれます。

選挙人名簿については、選挙の前に縦覧期間もありますので名簿に載っているかどうか確かめてください。

投票時間は朝七時から夕六時

投票所は▽漁業協同組合▽農協野菜市場▽第三分団消防機庫

▽農協野口支所の四か所です。投票時間は午前七時から午後六時まで。開票は当日午後七時三十分から町役場議事堂で行われます。三時間ぐらいたれば当落が確定する予定です。

候補者などの寄付は全面禁止

きれいな選挙は“三ない運動”から

贈らない、求めない、受け取らない

●寄付は禁止 ● 現職の議員はもちろん、候補者や立候補の意志のある人が、選挙区内の人にする寄付は、親族に対する場合など特別なケースを除いて、いかなる名義であらうとも、いっさい禁止されています。また、わたしたち有権者も、寄付を求めたり、受け取ったりしてはいけません。

みんなの安全 みんなで守ろう

夏の交通安全健民運動

☆夏の交通事故

海・山へのレジャー、盆休みの帰省などに伴う交通量の増加や夏休みの解放感などから交通事故が多発する時期になります。

自動車運転手をはじめ道路を利用するすべての人は、正しい交通ルールとマナーを身につけて交通事故を防止しましょう。

今年、町内での交通事故が大変ふえています。

八月十一日から八月二十五日まで、夏の交通安全健民運動がはじまりますが、この機会に、

みなさんも一度交通安全について考えてみてください。

過労運転・暴走運転の防止

夏になると暑さのためか、イライラ運転によるスピードの出し過ぎ、信号無視、無理な追越しや過労によるいねわり運転などにより、重大交通事故が多く発生します。

「いつでもどこでも安全運転」をモットーに事故の防止につと

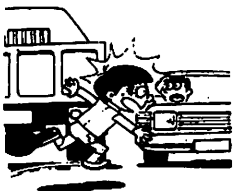
めましょう。

☆ドライバーの皆さんへ！

- 交差点では、一時停止か徐行して、必ず左右の安全を確認してください。
- カーブの手前ではスピードを落とし、キープレフトを守りましょう。
- ねむくなったら、思いきって休憩しましょう。
- 踏切では、一時停止と左右の安全確認を励行しましょう。
- 仕業点検を行うとともに、早目の出発を心がけましょう。

子供の交通事故防止

夏休み中は子供たちの生活のリズムがくずれ、自分勝手な行動に走りがちです。規則正しい生活について気を配り、事故の防止につとめましょう。



- 車がすぐ前やすぐ後は横断しないようにしましょう。
- 踏切や道路を横断するときは「止る 見る 待つ」を励行しましょう。
- 見通しの悪い場所や狭い道路からの飛び出しは絶対しないようにしましょう。
- 道路では遊ばないようにしま

しょう。

☆自転車に乗る時は

自転車に乗る時は、次のことに注意しましょう。

- ブレーキなどを点検してから乗りましょう。
- 手信号を確実にに行ないましょう。
- 手ばなしや二人乗り、傘さし運転など危険な運転は絶対しないようにしましょう。
- 交差点での右折は、ルールどおり外まわりで行ないましょう。

健康の窓



「足」と健康

まず歩こう

私たちの体の中の筋肉には、いろいろな種類がありますが、体を支える筋肉は一日でも使わないと機能が落ち始めます。病気で十日ぐらいい寝ていて、起きて歩こうというとき、まともに歩けないのはこの筋肉の動きがうまくいかなくなってフラフラなのです。

むかしは、生活の中で意識しないで歩くようにつくられた人間本来の歩き方で、十分健康を保つ効果がありました。しかし、現在の生活の中では、歩くことが不足しがちになり、半健康人

が増えたことも事実です。そこで、「何か運動してみよう」と思う人—先ず歩くことです。

「足を使った健康法」

みなさん、「あし」を使った健康法を考えてみませんか。たとえば、誰にでもできる朝の散歩や家族づれのハイキングなどはいかがでしょうか。大人がゆっくり歩く速さで歩けば、横になってジーンとしている時の体力の消耗の約二倍の体力を使うことになりま

す。もちろん、この程度の運動では、脚力を上げるとか、心臓を強化するとか、肥えた人がやせるとかの効果はあまり期待できません。しかし、きれいな空気を胸いっぱい吸っ

て脳に刺激を与え、適当に血行を良くすることにもなります。特に朝の散歩は、今日一日を活動的に過ごすためのウォーミングアップとして最適でしょう。効率のよい歩行速度は、自分の歩行経験から、自分に合った歩行速度を選定することが大切でしょう。

10kmのハイキングを

歩いたり走ったりする運動では、三十六キロメートルが、普通の人の限界です。それ以上は体をつくるたん白質を消耗してしまふからです。

日ごろから運動不足の人は、六〜十キロメートル程度歩くのが適切でしょう。自分の体を食べてまで歩くことは、必要ないでしょう。(雑誌「自然に返れ」より)

この夏、野に山に海に家族づれでの行楽計画が、どの家庭にもあるでしょう。

その計画の中に、乗り物を利用することはかりでなく、「自分の足」を利用することを組み入れてもらいたいものです。(岡田良子 記)

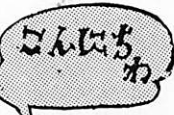
ほの学校

わたしの学校

- 10・11日 野外活動(五年)
- 21日 全校登校日
- 9月1日 始業式

- 3日 地区別児童会
- 4日 給食費集金
- 8日 水泳納め会
- 6・7日 水泳特訓
- 21日 全校登校日
- 23日 PTA研修旅行(長門市)
- 9月1日 始業式

- 8日 西部中学校卓球大会(宇部市)
- 12日 郡学年別陸上大会(山口市)
- 20日 校内水泳大会、全校登校日、貯金・保険納入日
- 23日 郡水泳大会
- 27・28日 水泳県体
- 9月1日 始業式



小郡警察阿知須派出所
 所長 早川 誠さん(五三)
 一 浜 区

今回の「こんにちは」は、阿知須派出所長の早川誠さんに、特に町内の事件・事故の様子などについてインタビューしました。

早川所長は、今年の四月一日着任。勤続三十二年のベテラン警察官です。

盗難事件は三十件発生

「おだやかな人が多いですね。防犯活動も活発で、よいところのように思います。」

▽町内の事件のようすは

「国道沿いということで、空巣と車の盗難事件が多く、せつ盗事件は今年の一月から六月まで、三十件起きています。」

▽原因は何でしょうか。

「外出の時は、カギをかけるとか、車のキーはきちんと抜くという基本的な犯罪の予防がされていないということですよ。盗られて泣くより、盗られる前の用心」です。」

交通事故はすでに

去年の三分の二発生
 ▽町内の交通事故は「去年に比べて、多く事故が発生しています。去年は一年間で人身事故が十九件、物損事故が七十五件発生しました。今年



子供と老人の交通マナーがわるい

▽交通安全のために特に気を付けたいことは

「小学生の交通マナーが、よその町の子供と比べて悪いですね。学校から帰宅の時など、道路上でふざけているのは、とても危険なんです。学校の夏休みを利用して、家庭でよく話し合っ

よくありませんね。私もよく注意するんですが、道路の斜め横断—これが多いですね。最短距離を歩くようにして欲しいですね。また、乳母車を店の前などに止めての井戸端会議もいけません。」

夏に多い

青少年の非行

▽この夏に、特に注意したいこととは

「青少年の非行は、夏休みに起りやすいということですよ。▽たとえば、どんなことでしょうか

「夏休みを使って、友達の家へ遊びに行くという口実で、家を出て夜遊びするというケースが多いので、家庭でよく注意して欲しいですね。子供部屋も、親の監視の目が届くようにしておかないといけません。」

自分の子に限らず、近所の子にも気をつけ、「おかしいな?」と思ったら、一一〇番して欲しいですね。

暴走族の場合も同じで、車のナンバーや、集合している場所などを警察へ連絡してください。若いうちに、非行の芽を摘むことが、一番大切です。」



「ふれあい広場」はみなさんのページです。
町政への提言や身近な話題、絵画、写真など町企画室（有線二四一）へお寄せください。

ジャズダンスの会

ストレス解消に

ジャズダンスを

商工会婦人部は商工業を営む家庭の主婦の集りで、現在、四十五人の会員がいます。

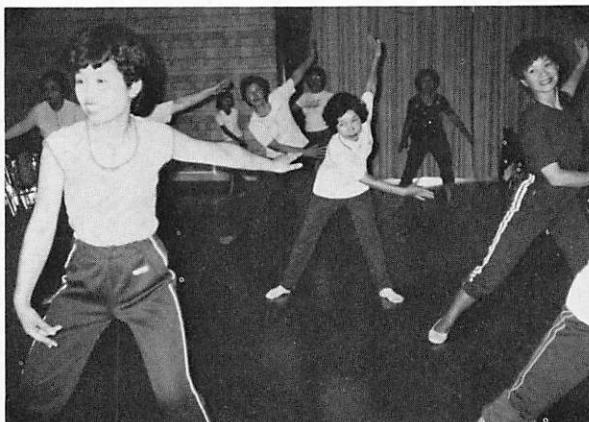
これまでの活動は、町産業祭の手伝いや、講師を招いて講演を聞く程度でしたが、過日の総会の席上、今後の活動について話合ったところ、美容体操、その他いろいろな案が出され、結局ジャズダンスをしようということに衆議一決しました。

早速、宇部市内の先生にお願いいたしましたところ、快く引き受けていただきましたので、善は急げ」とばかりに、すぐさま実行に移しました。

会員の多くは肥満が気になったり、日頃、仕事に追われて運動らしいことをしないうため筋肉の幾分固くなっている者がめだちますが、それでも三十五人の申込みがあり、五月からはじめました。

手で持ったトレーナーや、ズボン姿になって裸足で床の上を歩いたり、軽い音楽に合わせて思い思いに手を伸ばし、足をあげての練習は、何よりのストレス解消になっています。毎日、多忙な生活を送っている商工業者の主婦だけに、月二回の練習は、少女のようにしゃがみ、笑い声も会場に満ちています。この笑顔と健康が今後、家庭に、職場に、明るい町となってくれるものと期待しています。

も、みなさんの



（町商工会婦人部長 浦田 崇子）

短 歌

正司ウメノ
朝まだき馬鈴薯の花白く咲き畑
に子狐三匹たわむれていし

長谷川さつき
おさげ髪かたまで切りかかるが
と少女の影の野の路を走る

松尾 君子
有線放送終るを待ちて受話器と
る当座残高を問はむ一瞬

藤重アヤ子
ラワン材積み来し船か上げ潮に

向きをかへ行く港はるかに

砂村ヤス子

其の日より何をするにもひとす
じに亡き子を思う今日も暮れた
り

三吉 琴

石に掛け目を浴びてゐる足許の
リュウノヒゲにはひそかなる花

平海アサノ

今日も又降るとも見えぬ梅雨空
に高く飛び交うトビの親子か

石田サダ子

クレーンにて運びこまるる機械

あたらし雨上がりの淡き夕映え
に照る

木原百合雄

千天の続きし果ての今朝の雨に
心はずみて歌会に行く

師井 泰枝

わがあたへし小遣いにプラモテ
ル買ひ来てあかず組立つ四年生
の孫

松代 三郎

起き出でて朝の戸練れば葦切の
声きようきようし我が窓下の

前回の特別投稿は、
片言で歌ふ吾子の口唇の赤き花
弁の如くいとよし 中野泰子
でした。訂正して、お詫びしま
す。

熱 戦 !!

インディアカ大会
バレーボール大会

町勤労者体育センターにおいて七月十一日に町内インディアカ大会および七月二十五日にオープンバレーボール大会が開かれました。

成績は次のとおりでした。

インディアカ大会

▽男子の部

①ヤングマン②繩田B

▽女子の部

①若葉②ひまわり

▽混合の部

①飛沖A②飛沖B

▽オープン・バレーボール大会

▽男子の部

①遠石②玉川

▽女子の部

①すみれB（ベーター）②飛沖

（写真は、各試合の熱戦の様子）



▲インディアカ大会



▶バレーボール大会

「社会を明るくする運動」

推進大会盛会に終わる

「防ごう非行、助けよう立ち直り」のスローガンのもと、犯罪のない明るい社会をつくる町



町明大会が七月二十日に開催されました。

会場の公民館三階の大講堂は約三百人の出席者によって埋まりました。

大会は、開会行事のあと映画や実践発表や、少年鑑別所長百枝繁久さんの講演などがあり、盛会のうちに終わりました。(写真は多くの人が集まった町社明大会)

町少年相談員四人 表彰される

町少年相談員協議会の役員四人が、小郡地区防犯協議会長および小郡警察署長から、表彰されました。

表彰された四人は、中札三郎さん(砂三)、平海武治さん(小西)、河村豊さん(恵比須)、古川良雄さん(浜表)で、山口

千草会が奉仕の 墓地清掃

千草会は、七月二十五日から三日間、岡山墓地にある無縁墓地の清掃の奉仕作業を行いました。

梅雨が明けて、うだるような暑さの中、毎日約二十人が集まりました。

清掃が終わった墓は、きれいになり、盆を迎えます。

(写真は、無縁墓地の墓石の清掃)



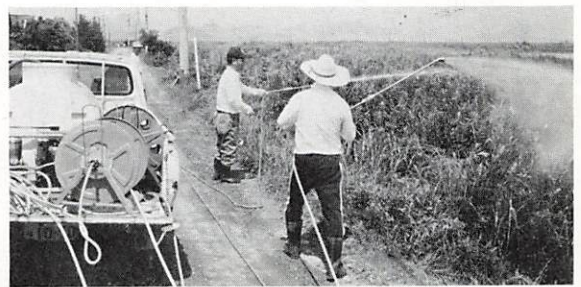
県警本部長により委嘱された少年相談員

中学校の輔導部とタイアップして、三年前から春休み・夏休み・年末年始の休み期間中の街頭指導が認められたものです。

千拓の蚊の駆除 始まる

町では、今年も町職員による千拓の蚊の駆除を行っています。

第一回は、七月二十一日に千拓の南工区(遠石より南側)を重点的に行いましたが、今後は千拓全域を消毒する予定です。(写真は、職員による千拓の消毒)



♡まごころタクシー券♡

希望者は福祉係へ

町では、八月から新しい制度として、障害者の日常生活の利便と社会活動の拡大を願って、身体に障害のある人などを対象に「まごころタクシー券」を発行することになりました。

対象者でご希望の人は申請してください。

- ▽対象者 第一種身体障害者手帳または療育手帳Aの所持者
- ▽割引額 基本運賃額が無料
- ▽適用会社 タクシー総合センター(宇部市) 加盟タクシー会社のうち、中央交通、宇部山電、宇部構内、スズラン、トモエ、宇部第一、ときわ、宇部相互、丸玉第一、
- ▽申請に必要なもの 印鑑、身体障害者手帳または療育手帳
- ▽交付枚数 一冊(十五枚)

無許可医療用具に ご用心

▽交付日 八月十日から
▽問い合わせ・申請場所 住民課福祉係 電話四二二一有線二二三二

医療用具とは、病気の診断、予防や身体機能に影響を及ぼすことを目的とした器具器械(手術台、注射器、磁気治療器など)や医療用品(エックス線フィルムなど)および衛生用品(コンドームなど)で厚生省の許可を受けたものをいいます。医療用具の中には、一般家庭用として販売されているものがたくさんあります。最近、訪問販売で、家庭用の

自衛官募集

◎来春高校を卒業する人を次のとおり募集しています。

- ・二等陸、海、空士(受付第一次九月下旬、第二次十月以降)
- ・一般費候補学生(受付八月一日〜九月三十日)
- ・航空学生(受付八月一日〜九月二十五日)
- ・防衛大学(受付十月一日〜十二月二十三日)

・看護学生(受付十月一日〜十一月六日)

◎二等陸・海・空士は、前記に限らず、十八歳〜二十五歳未満の人を募集しています。

◎資料、その他詳細は、自衛隊宇部募集事務所(電話宇部④四三五五)か、町役場総務課(電話四二二一)まで、お問い合わせください。



「文化財」の講演会

町教育委員会主催の文化財の講演会を、次のとおり開催します。どなたでも聴講できます。

- ▽日時 八月二十八日午前十時
- ▽場所 町公民館
- ▽講師 県立山口博物館 梅田学芸課長
- ▽演題 「文化財とは」

山口県の
観光写真募集

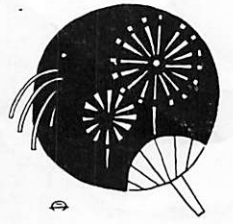
県観光連盟では、観光山口県の魅力を広く全国に紹介宣伝す

磁気敷布が販売され、厚生省の許可を受けていなかったため、社会的に大きな問題になりました。買うときは、必ず厚生省の許可を受けたものであることを確かめて買いたしましょう。

また、いわゆる衝動買いを避け、効能効果などについても十分納得して買うことが大切です。医療用具について疑問な点があれば、山口保健所(電話山口②五一一)までご相談ください。

要領は次のとおりです。

- ▽題材 山口県の観光、S.L、岩日線沿線の観光
- ▽サイズ カラープリント(キヤビネ相当)モノクロ(四ツ切)
- ▽送り先 〒七五三 山口市滝町一番一号 山口県通商観光課内 山口県観光連盟「写真コンテスト」係あて
- ▽締切り 昭和五十七年十一月十日(水) 当日消印有効
- ▽入選発表 十二月上旬、入賞者に通知
- ▽その他 作品は未発表の自作品に限りません。応募作品は返却しません。



お知らせ

八月十三日
大花火大会
雨の場合は十四日

入札結果を公表

町では八月一日以降に入札する公共工事について、次のとおり入札結果を公表します。

請負対象設計額が百万円以上の工事です。厳正な入札事務を皆さんが閲覧できるように改めたものです。お気軽にご覧ください。

公表の範囲

○入札指名業者

○入札経緯及び入札結果

▽場所

○町役場町民相談室

▽その他

○閲覧期間は十五日間

○閲覧にあたっては、「閲覧留意事項」に従うこと。

「ごみの収集」盆休み

十四・十五・十六日

ごみの収集はお盆の十四・十五・十六日の三日間が休みとなります。

このため、各地区のごみボックスや岡山焼却場へのごみの持出しは十三日までお願いいたします。盆が近づくと各家庭から多量

農地相談は

八月三十一日

八月三十一日(火)午前十時から午後三時まで、町役場会議室において、農地相談を行います。

農地に関する次のような問題について、県農地経済課職員が

年金証書の提出は臨時出張所へ

郵便局のそばで八月十一・十二日

町住民課では老齢および障害福祉年金の書替え事務に当たって年金受給者の便宜をはかるためことしも八月十一・十二の両日阿知須郵便局のそばに臨時出張所を設けます。

老齢福祉年金と障害福祉年金

相談に応じますので、お気軽においでください。

(一)農地を売りたい、買いたい又は貸したい、貸りたい場合

(二)小作地の引上げや小作料をめぐる問題

(三)農業用水の利用についてのめごとや隣接土地との境界、日照等に関するめごと

(四)農地に家を建てる等農地を他の用途に利用したい場合の問題

(五)その他農地を利用する上で起きているいろいろな法律的な問題

※詳しいことは、町役場産業課(電話四一一一、有線二二三二)へお尋ねください。

の受給者はご利用ください。今回(四〜七月)の年金支給は八月十一日からです。

十一・十二日に受けられない人は後日、年金を受けたらすぐ役場住民課へ年金証書をご提出ください。提出されないと次回から受けられなくなります。

なお、恩給や他の年金を受けていて、その届出をされていない人は住民課福祉係へ必ず届けてください。恩給や年金が一定額以上あると、すでに受けた福祉年金を返済しなければならぬこともあります。

お問い合わせは住民課福祉係(電話四一一一、有線二二三二)へ。

お問い合わせは住民課福祉係(電話四一一一、有線二二三二)へ。

お問い合わせは住民課福祉係(電話四一一一、有線二二三二)へ。

お問い合わせは住民課福祉係(電話四一一一、有線二二三二)へ。

お問い合わせは住民課福祉係(電話四一一一、有線二二三二)へ。

お問い合わせは住民課福祉係(電話四一一一、有線二二三二)へ。

お問い合わせは住民課福祉係(電話四一一一、有線二二三二)へ。

8月のメモ

- 10日 育児相談(後1時半)
17日 1歳6カ月児健康診査(後1時半)
18日 歯科検診(後1時)
19日 心配ごと相談(前10時)

(会場記入のないのは役場)

公民館メモ

- 8日 親と子の本読みの会(前10時)
11日 初心者ペン字教室(後1時半)
19日 俳画教室(後1時半)
25日 初心者ペン字教室(後1時半)

成人式は一年延期

町教育委員会では、昭和五十八年から成人式の対象者を満二十歳とします。これは町社会教育委員会の答申に基づいて行われるものです。

慶弔録

出生(おすこやかに)

- 親の名 続柄 子の名 月日住所
藤井博之 長男 博正 6.22 赤迫
西村敏之 二男 祐介 6.28 赤迫
上村利行 長女 千夏 6.29 砂三
青木義人 長男 義裕 7.3 浜
山田義輔 長男 陽一 7.9 岡
上田敏彦 長男 智史 7.14 野口
兼重哲郎 二男 雄一 7.20 赤迫
婚姻(おしあわせに)

氏名 旧姓 住所

- 河村正彦 南祝
清美(平) 奈良県
山崎健弘 山口市嘉川
美智子(片山) 河内
西村俊文 豊浦郡豊北町
美恵(水本) 仙在
佐々木誠 宇部市
順子(大崎) 飛石

今月の納税 - 8月 -

- 町県民税
国民健康保険税

死亡(ご冥福を祈ります)

- 氏名 死亡月日 年齢 住所
谷川 常雄 7.11 74 繩南
尾上 潔 7.15 60 北祝
松永ハルノ 7.24 79 引野
原田 房雄 7.2 83 沖の原

町広報紙についてのご意見等がありましたら町企画室(有線二二四一)までご連絡ください。どんなことでも結構です。

町の住民登録人口

Table with 2 columns: Category (世帯, 人口) and Value (57年7月31日現在, 前月比). Includes gender breakdown for population.